

## 重要事項説明書（医療保険）

訪問看護サービスのご利用者様（以下「利用者」と表記させていただきます）が、訪問看護の事業所又はサービスを選択する上で必要な重要事項を次のとおり説明いたします。利用者のご家族様（以下「家族」と表記させていただきます）もご確認ください。

株式会社アキーズ（以下「事業者」といいます）の概要は次のとおりです。

### 1. 運営法人の概要

事業者	株式会社 アキーズ
代表者	渡邊 純
所在地	〒251-0052 藤沢市藤沢607-1
連絡先	0466-50-4141

リール訪問看護リハビリステーション茅ヶ崎（以下「事業所」といいます）の概要は次のとおりです。

### 2. 事業所の概要

事業所名	リール訪問看護リハビリステーション茅ヶ崎			
所在地	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎233-1			
事業所指定番号	神奈川県 1462290369 号			
管理者の氏名	西田 久美			
電話番号（代表）	0467-38-7020			
事業所の営業日	月曜日から金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）			
事業所の営業時間	8：30～17：30			
サービスの提供時間	通常時間帯	早朝時間帯	夜間時間帯	深夜時間帯
	8：00～17：59	6：00～7：59	18：00～21：59	22：00～5：59
サービス提供地域	② 茅ヶ崎市、②寒川町、③平塚市の一部、④藤沢市の一部			
サービス提供体制	緊急時訪問看護加算、特別管理、ターミナルケアの各加算に係る体制を整えています。（別紙参照）			

### 3. 訪問看護事業の目的

利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的としています。

### 4. 訪問看護事業の運営方針

- ① 介護保険法及び医療保険法その他関係法令を遵守します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問看護を提供します。
- ③ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目的を設定し、計画的に訪問看護を提供します。
- ④ 定期的に訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図ります。
- ⑤ 訪問看護を提供するに当たっては、主治医、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### 5. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	4名以上
理学療法士 作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションを行います。	2名以上
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	0名
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名以上

### 6. 訪問看護の意味

訪問看護は要介護状態にあって居宅（注1）において介護を受ける利用者（注2）について、その居宅において、看護師等（注3）により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいいます。

注1) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームにおける居宅を含みます。

注2) 主治医が、治療の必要の程度に基づき、病状が安定期にあり、居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要する認められた利用者に限ります。通院が困難な利用者に限りますが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上で居宅での支援が不可欠なものに対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護の提供が必要と判断された場合も利用できます。また、下欄に記載の疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料及び精神科訪問看護基本療養費に係る訪問看護の利用者（医療保険の精神科訪問看護の利用者）は、医療保険の訪問看護の対象者となるため除かれます。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病〔ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る〕をいう）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸を使用している状態。

注3) 看護師のほか、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を含みません。

## 7. 訪問看護の提供方法

事業所は、前記4の「訪問看護事業の運営方針」の下に、利用者に対し、以下のように訪問看護を提供します。

### ① 主治医の文書による指示

事業所は、訪問看護の提供の開始に際し、主治医による指示を文書（指示書）で受けます。

### ② 訪問看護計画の原案の作成

看護師が、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、訪問看護計画（療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した書面をいいます。本冊子において同じ）の原案を作成します。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がして訪問看護を提供する場合は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものを作成し、看護師と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成します。

### ③ 利用者の同意

利用者が、訪問看護計画の原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。

### ④ 訪問看護計画書の利用者への交付

看護師が、利用者の同意を得た訪問看護計画書を利用者に交付します。

### ⑤ 訪問看護計画書の主治医への提出

事業者は、訪問看護計画書を定期的に主治医に提出します。

### ⑥ 訪問看護の提供

事業者は主治医と密接な連携を図りながら、訪問看護計画書に基づいて、医学の進歩に対応した適切な看護技術をもって訪問看護の提供を行います。

訪問看護の提供に当たっては、利用者の家族に対し、療養上必要な事項について分かりやすく説明します。

訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境

的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。  
訪問看護の提供に当たる看護師等は、身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示します。  
緊急時訪問看護、特別管理及びターミナルケアについては別紙、料金表をご参照下さい。

- ⑦ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の提供  
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師又准看護師の代わりに訪問看護を提供します。
- ⑧ 訪問看護報告書の作成及び主治医への提出  
看護師は、訪問看護報告書（訪問日、提供した看護内容等を記載した書面をいいます）を作成し、定期的に主治医に提出します。
- ⑨ 訪問看護の実施状況の把握等  
事業者は、訪問看護計画の実施状況の把握を行い、主治医と密接な連携を図りながら、必要に応じて訪問看護計画の変更を行います。
- ⑩ 訪問看護を担当する職員  
それぞれの利用者の訪問看護を担当する職員は、事業所において定めます。担当する職員を変更する場合は、事前に、事業所から利用者に連絡します。

## 8. 緊急時の対応

看護師等は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。

## 9. 要介護認定の変更申請の援助

事業者は、必要と認めるときは、利用者に受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに要介護認定の更新がなされるよう、必要な援助を行います。

## 10. 利用料等の額及び支払方法

- 1) 利用者からいただく利用負担金は、別紙のとおりです。
- 2) 本冊子ではこれらを「利用料等」と総称します。
- 3) この金額は介護保険法・医療保険法に基づく金額です。
- 4) 利用者負担金は、翌月 20 日に口座引き落としとなります。
  - \* 20 日が休日の場合は翌平日となります。
  - 《リコーリース集金代行サービス》契約書と併せて、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書をお渡し致します。

サービスの内容

1) 事業者は、次の計画により訪問看護サービスを提供します。

- 訪問看護基本療養費  
 精神科訪問看護基本療養費

	職種	訪問頻度	提供時間	訪問看護の主たる内容
	看護師	月 回 週 回 ヶ月毎	分	<input type="checkbox"/> 病状の観察
	リハビリ (OT・PT)	月 回 週 回	分	<input type="checkbox"/> リハビリテーション <input type="checkbox"/> 病状の観察

《医療保険加算一覧》

算定有無	加算項目	加算額 (10割)	備考
	24時間対応体制加算	6,800円	事業者が常時電話対応し必要に応じて緊急訪問を行う体制をとります。毎月算定されます
	特別管理加算 (重症度高)	5,000円	留置カテーテル等を使用している状態、在宅悪性腫瘍管理料を受けている等
	特別管理加算Ⅱ (特別な管理)	2,500円	真皮を超える褥瘡状態や在宅酸素療法指導管理を受けている等、
	情報提供療養費ⅠⅡⅢ	1,500円	市区町村、義務教育諸学校等に利用者の情報を提供いたします

注) その他、利用者の訪問状況・状態等により該当時のみ算定される加算は添付の医療保険料金表にてご確認下さい。

《交通費》下記の通り実費をご請求させていただきます (保険適用外)

利用者様宅 交通費区分	(1回の訪問につき) 円
-------------	-----------------

《利用料の徴収》

利用者より提示された医療保険被保険者証、医療受給者証等に記載された負担割合を基にご利用料金を請求させていただきます。

1ヶ月の医療費概算 (10割)	負担割合	1ヶ月分の交通費	1ヶ月の合計
	1割・2割・3割	円	円

注) 医療保険被保険者証等の更新、負担割合の変更が発生した際は速やかに当ステーションへご提示願います。

2) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

## 1 1. 利用料の変更

- ①事業者は、介護保険法及び医療保険法、同法に基づく厚生労働大臣の定めその他の制度の変更があった場合には前記又、別紙料金表の利用者負担及び利用料の額を、変更することができるものとします。
- ②事業者は、物価の変動その他のやむを得ない事由が生じた場合には別紙料金表の額をそれぞれ変更できるものとします。
- ③事業者は、①又は②により利用料等の額を変更する場合においては、利用者に対し、事前に変更の理由及び内容を説明するものとします。

## 1 2. 訪問看護利用に当たっての留意事項

以下の点にご留意頂き、円滑な訪問看護の提供にご協力下さい。

### ① 医療保険の訪問看護の対象者

下欄に記載の疾病等の患者及び医療保険の精神科訪問看護の利用者は、医療保険の訪問看護の対象となるため、介護保険の訪問看護は利用できません。(前期6注2) 2~3頁参照)

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病〔ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）をいう）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸を使用している状態。

### ②主治医の特別指示がある場合

主治医が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（特別指示書の交付）を行った場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の対象となるため、この間、介護保険は利用できません。

### ③他の訪問看護ステーションを利用する場合

他の訪問看護ステーションを利用する場合は、サービスに調整等が必要になりますのでお知らせください。

### ④利用者の病状及び心身の状態等に関する正確な情報のご提供

利用者の病状及び心身の状況に応じた適切なサービスを提供するために、これらについてできるだけ正確な情報をご提供ください。

### ⑤電気、ガス又は水道等の無償使用

看護師等が、訪問看護提供のために電気、ガス又は水道を使用する必要があるときは、無償で使用させていただきます。

⑥看護師等が、訪問看護提供のために使用し、廃棄が必要となった衛生材料、消耗品等は利用者の責にて廃棄して頂きます。

⑦訪問看護の利用の中止（キャンセル）の場合のご連絡

利用者側の都合により、特定の日時における訪問看護の利用を中止（キャンセル）する場合は、中止する日の前営業日までにご連絡ください。（連絡先：0467-38-7020）但し、利用者の緊急の入院やその他やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。キャンセル料金：1回／2200円（税込）

⑧禁止行為

- 1) 看護師等の心身に危害を及ぼす行為
- 2) 事業者又は事業所の運営に支障を与える行為
- 3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなし
- 4) 看護師等に対する年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱い
- 5) 看護師等に対する身体的暴力や精神的暴力、セクシュアルハラスメント行為
- 6) 看護師等を対象とする撮影、録画、録音等を行う行為
- 7) 以上のほか、訪問看護の提供を困難にする行為

13. 訪問看護契約の契約期間

利用者と事業者との訪問看護の提供に関する契約（以下「訪問看護契約」といいます）の契約期間は、契約で定められた日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。自契約期間の満了により、訪問看護契約は終了します。

ただし、契約期間満了日までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合は、同一条件で契約は自動更新されるものとします。更新後も同様とします。

14. 訪問看護契約の終了

1) 訪問看護契約の当然終了

契約期間中であっても、訪問看護契約は、次に掲げる事由によって当然に終了します。

- ①利用者の要介護状態区分が自立と判断されたこと。
- ②主治医が訪問看護の必要性がないと認めたこと。
- ③利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは療養病床に入所又は入院したと。
- ④利用者が認知症対応型共同生活介護の利用を開始した こと。
- ⑤利用者の死亡
- ⑥事業所の滅失又は重大な毀損により、訪問看護の提供が不可能になったこと。
- ⑦事業所が介護保険法・医療保険法に基づき指定を取り消されたこと。

2) 利用者の契約解除による終了

利用者は事業者に対し訪問看護契約を終了させる日から起算して前日までに解除を申し入れることにより、契約を終了させることができます。

- ①利用者が入院したとき。
- ②事業者がその責めに帰すべき事由により訪問看護契約の条項に違反したとき。

③その他やむを得ない事由があるとき。

3) 事業者の契約解除による終了

事業者は、次の掲げるいずれかの場合には、訪問看護契約を解除することができます。

①利用者が利用料等の支払いを3ヶ月以上遅延し、事業者が相当の期間を定めて催促したにもかかわらずその支払いをしなかったとき。

②利用者の前記12記載の各留意事項に違反したこと、その他の事業者の責めに帰すことのできない事由により、当該利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難になったとき。

4) 事業の廃止等を理由とする事業者の契約解除による終了

事業者は、訪問看護事業の廃止、休止又は縮小（営業地域の縮小を含む）をするときは、訪問看護契約を終了させる日から起算して少なくとも30日前に解除の申し入れを行うことにより、訪問看護契約を解除することができます。

5) 契約終了の際の連携等

事業者は、訪問看護契約の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に努めます。

15. 守秘義務及び個人情報の取扱い

1) 守秘義務

事業者は、訪問看護を提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。契約が終了した後も同じです。

2) 個人情報の取扱い

事業者は、利用者又はその家族等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を遵守して適切に取り扱います。

16. 相談窓口、苦情対応

● 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	0467-38-7020
FAX番号	0467-38-7021
担当者	西田 久美
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、 担当者、管理者に引き継ぎます。

● 当事業所以外に市役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

## 17. 緊急時発生時の対応

### 1) 緊急連絡その他の必要な措置

事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 2) 事故原因の分析と再発防止策

事業者は、訪問看護の提供により発生した事故の原因を分析し、再発防止策を講じます。

### 3) 損害賠償

事業者は、事業者の責に帰すべき事由により訪問看護契約の各条項に規定する義務に違反し、これによって利用者に損害を生じさせたときは、利用者に対し、その損害を速やかに賠償します。

## 18. 訪問看護の提供記録

### 1) 記録の整備保存

事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結日から5年間保存します。

### 2) 記録の閲覧又は謄写

利用者は、事業者に対し、訪問看護の提供に関する記録の閲覧又は謄写を請求することができます。この場合において、事業者は、「個人情報保護に関する法令」その他関係法令に従って適切に応じます。謄写に要する費用は別紙、料金表のとおり、利用者負担となります。

事業者は、以上の重要事項につき説明し、利用者はこれに同意した。

(事業者説明者)

(利用者)

(利用者代理人)

署名捺印は署名欄(【訪問看護契約書(医療保険)4頁])へ

## 【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

リアル訪問看護リハビリステーション茅ヶ崎では、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、管理者までお問合わせください。

### ○ 使用期間

令和 年 月 日 から 契約終了まで

### ○ 使用条件

- 1 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- 2 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

### ○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

## 【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

### ○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ ご利用者へ提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ ご利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・ その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

### ○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者に文書で同意を得ます）、照会への回答
- ・ その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### ○ その他上記以外の利用目的

- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

**【 医療保険対応 訪問看護利用料金（非課税）】**

**☆基本利用料**

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証・老人医療証・健康手帳をご提示

ください。利用料については次のように区分されます。

訪問回数/負担割合	利用料 (10割)	※2基本 療養費	管理 療養費	利用者負担額			
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	
月の初日	13,220円	5,550円	7,670円	1,320円	2,640円	3,970円	
2日目以降	週3日まで	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円
	週4日以上(※1)	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円	2,870円
同日2回目	4,500円	—	—	450円	900円	1,350円	
同日3回目	8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円	

※1保健師、助産師又は看護師(准看護師)による訪問の場合

**複数回の訪問による難病等複数回訪問加算**

		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
1日に2回	同一建物内1人	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内2人	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
日に3回以	同一建物内1人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	同一建物内2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円

**複数名の訪問による複数名訪問看護加算**

		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
看護師等	同一建物内1人	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内2人	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
看護補助者	同一建物内1人	3,000円	300円	600円	900円
	同一建物内2人	3,000円	300円	600円	900円
	同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円

**別表7・8、特別指示による複数名(看護補助者)、複数回の訪問看護加算**

		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
1日に1回	同一建物内1人	3,000円	300円	600円	900円
	同一建物内2人	3,000円	300円	600円	900円
	同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
1日に2回	同一建物内1人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	同一建物内2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	同一建物内3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
日に3回以	同一建物内1人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	同一建物内2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	同一建物内3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円

【 医療保険対応 訪問看護利用料金 (非課税) 】				
☆下記について1ヶ月につき、次の料金をご請求いたします				
	利用料 (10割)	利用者負担額		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
情報提供療養費Ⅰ(Ⅱ、Ⅲ)	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算(Ⅱ)	2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算(Ⅰ)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
訪問看護・指導体制充実加算	1,500円	150円	300円	450円
*訪問看護情報提供療養費Ⅰ 当該市町村からの求めに応じて情報を提供した場合				
*訪問看護情報提供療養費Ⅱ 当該義務教育諸学校に入学時、転校時等により初めて在籍 することとなる利用者について当該事務教育諸学校からの 求めに応じて情報を提供した場合				
*訪問看護情報提供療養費Ⅲ 保健医療機関に入院、入所する利用者について情報提供 した場合(主治医経由で情報提供した場合)				
☆下記について該当する場合、その都度料金をご請求します。				
	利用料 (10割)	利用者負担額		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院時支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算	2,650円	270円	530円	800円
早朝・夜間訪問加算(6:00~8:00,18:00~22:00)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22:00~6:00)	4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

【 医療保険対象外の自費サービスご利用料金 (税込) 】				
サービス内容				料金
交通費 訪問毎/往復料金 (別添地図)	A(赤色)	無料:往復1kmを超える場合は100円		
	B(黄色)	100円	E(紫色)	250円
	C(緑色)	150円	F(ピンク)	300円
	D(水色)	200円	Fより外部	500円
*公用駐車場を使用した場合は、駐車代金を徴収致します。				
営業時間外、土曜・日曜・祝日 訪問料金				訪問毎 3,300円
延長料金	1時間30分を超えたサービスを提供した場合		30分毎	4,400円
在宅以外での訪問看護			1時間まで	8,800円
受診の同行			2時間まで	5,500円
死後の処置			亡くなられた後のお清め料と処置材料費 16,500円	
キャンセル料	サービス利用日(ご連絡なしの場合)		訪問毎	2,200円
但し、利用者様の容態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合を除く。				
謄写料	1枚につき10円			
基本利用料+	月料金+	該当するもの+	保険外料金	ご利用料金
※サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いします。				
連絡先:	TEL 0467-38-7020			
リール訪問看護リハビリステーション茅ヶ崎				

【 精神科対応 訪問看護利用料金（非課税）】							
☆基本利用料							
各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証・老人医療証・健康手帳をご提示ください。 利用料については次のように区分されます。							
訪問回数/負担割合	利用料金 (10割)	※基本 療養費	管理 療養費	利用者負担額			
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	
利用者宅別							
1日目	30分未満	11,920円	4,250円	7,670円	1,190円	2,380円	3,580円
(月の初日)	30分以上	13,220円	5,550円	7,670円	1,320円	2,640円	3,970円
3日目まで	30分未満	7,250円	4,250円	3,000円	730円	1,450円	2,180円
	30分以上	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円
4日目以降	30分未満	8,100円	5,100円	3,000円	810円	1,620円	2,430円
	30分以上	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円	2,870円
週4日目が 月の初回	30分未満	12,770円	5,100円	7,670円	1,280円	2,550円	3,830円
	30分以上	14,220円	6,550円	7,670円	1,420円	2,840円	4,270円
[注意] 以下は①精神科複数回訪問加算②精神科重症患者早期集中支援管理連携加算を届出済みの場合のみ							
同日2回目(★の届出が必要)		4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
同日3回目(★の届出が必要)		8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円
同一建物(3人目から以下を適用) ※週4日以上は別途お見積もり							
1日目	30分未満	9,800円	2,130円	7,670円	980円	1,960円	2,940円
(月の初日)	30分以上	10,450円	2,780円	7,670円	1,050円	2,090円	3,140円
3日目まで	30分未満	5,130円	2,130円	3,000円	510円	1,030円	1,540円
	30分以上	5,780円	2,780円	3,000円	580円	1,160円	1,730円
4日目以降	30分未満	5,550円	2,550円	3,000円	560円	1,110円	1,670円
	30分以上	6,280円	3,280円	3,000円	630円	1,260円	1,880円
週4日目が 月の初回	30分未満	10,220円	2,550円	7,670円	1,020円	2,040円	3,070円
	30分以上	10,950円	3,280円	7,670円	1,100円	2,190円	3,290円
施設複数同時訪問							
8人まで 1人につき		1,600円	—	—	160円	320円	480円
1日に複数回の訪問看護(複数回訪問看護加算)							
1日に2回	同一建物内1人	4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
	同一建物内2人	4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上	4,000円	—	—	400円	800円	1,200円
1日に3回	同一建物内1人	8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円
	同一建物内2人	8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円
	同一建物内3人以上	7,200円	—	—	720円	1,440円	2,160円
複数名による訪問看護(複数名訪問看護加算)							
看護師等	同一建物内1人	4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
	同一建物内2人	4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上	4,000円	—	—	400円	800円	1,200円
看護補助者	同一建物内1人	3,000円	—	—	300円	600円	900円
	同一建物内2人	3,000円	—	—	300円	600円	900円
	同一建物内3人以上	2,700円	—	—	270円	540円	810円
別表7・8、特別指示による複数名(看護補助者)での複数回の訪問看護							
1日に1回	同一建物内1人	3,000円	—	—	300円	600円	900円
	同一建物内2人	3,000円	—	—	300円	600円	900円
	同一建物内3人以上	2,700円	—	—	270円	540円	810円
1日に2回	同一建物内1人	6,000円	—	—	600円	1,200円	1,800円
	同一建物内2人	6,000円	—	—	600円	1,200円	1,800円
	同一建物内3人以上	5,400円	—	—	540円	1,080円	1,620円
1日に3回	同一建物内1人	10,000円	—	—	1,000円	2,000円	3,000円
	同一建物内2人	10,000円	—	—	1,000円	2,000円	3,000円
	同一建物内3人以上	9,000円	—	—	900円	1,800円	2,700円
外泊中の訪問							
1回につき		8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

【 精神科対応 訪問看護利用料金（非課税） 】				
☆下記について該当する場合、医療保険と同額をご請求いたします。				
	利用料金	利用者負担額		
	(10割)	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院時支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円
★精神科重症患者早期集中支援管理連携加算	6,400円	640円	1,280円	1,920円
*ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
☆下記について1ヶ月につき、次の料金をご請求いたします				
	利用料金	利用者負担額		
	(10割)	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ*(1)	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	6,400円	640円	1,280円	1,920円
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算(Ⅱ)	2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算(Ⅰ)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
* (1)訪問看護情報提供療養費Ⅰ 当該市町村からの求めに応じて情報を提供した場合				
* (1)訪問看護情報提供療養費Ⅱ 当該義務教育諸学校に入学時、転校時等により初めて在籍することとなる利用者について当該義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合				
* (1)訪問看護情報提供療養費Ⅲ 保健医療機関に入院、又は入所する利用者について情報を提供した場合				
☆下記について該当する場合、その都度料金をご請求します。				
	利用料金	利用者負担額		
	(10割)	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
長時間精神科訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
精神科緊急訪問看護加算	2,650円	270円	530円	800円
早朝・夜間訪問加算(6-8・18-22)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22-6)	4,200円	420円	840円	1,260円

【 医療保険対象外の自費サービスご利用料金（税込） 】				
サービス内容			料金	
交通費 訪問毎/往復料金 (別添地図)	A(赤色)	無料:往復1kmを超える場合は100円	E(紫色)	250円
	B(黄色)	100円	F(ピンク)	300円
	C(緑色)	150円	Fより外部	500円
	D(水色)	200円		
* 公用駐車場を使用した場合は、駐車代金を徴収致します。				
営業時間外、土曜・日曜・祝日 訪問料金		訪問毎	3,300円	
延長料金	1時間30分を超えたサービスを提供した場合		30分毎	4,400円
在宅以外での訪問看護		1時間まで	8,800円	
受診の同行		2時間まで	5,500円	
死後の処置		亡くなられた後のお清め料と処置材料費		16,500円
キャンセル料	サービス利用日(ご連絡なしの場合)		訪問毎	2,200円
但し、利用者様の容態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合を除く。				
謄写料		1枚につき10円		
基本利用料+	月料金+	該当するもの+	保険外料金	ご利用料金
※サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いします。				
連絡先:		TEL 0467-38-7020		
リール訪問看護リハビリステーション茅ヶ崎				



